令和元年 12 月 24 日 令和元年度第 1 回 千葉市行政改革推進委員会

〇千葉市行政改革推進委員会設置条例

平成 22 年 3 月 23 日 条例第 26 号

(設置)

第1条 本市は、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的かつ 効果的な行政の実現に資するため、千葉市行政改革推進委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市における行政改革に関する事項を調査審議 し、市長に意見を述べる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、行財政制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調 査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な 事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。